

京都市告示第 305 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき，水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 12 月 25 日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	種 別	起 点 終 点
下鳥羽水 0002 号	農業用水路	京都市伏見区下鳥羽手塚町 58 番地の 6 地先 同町 39 番地の 1 地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)